

あなたの「やる気」を

サポートします！



『人づくり事業補助金』をご活用ください！

羽幌町では、羽幌のまちづくりのための人材育成に関係する事業を実施する個人や団体に対し、その事業に係る費用の一部を助成しています。町内に住所のある人、団体であれば補助金を受けの対象になります。「こんな事業は該当になるの？」など思いあたることがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

「利用したいときは？」

役場地域振興課政策推進係まで申請してください。申請受付後、人づくり委員会の事業内容審査・選考を経て、羽幌町が決定します。

「人づくり委員会とは？」

「まちづくり」は「人づくり」という理念のもと町民で構成された組織です。

「どんな事業が対象になるの？」

- 1 まちづくりのため各種講習会へ参加し、資格を取得する事業
- 2 児童生徒または青年等が将来のリーダーを目指した各種講習会等へ参加する事業
- 3 新商品の開発や栽培技術の向上を目的に、研修会の参加や先進地を視察する事業
- 4 海外との交流を行い視野を広げることで「まちづくり」に寄与できると思われる事業
- 5 講習会等の開催により、その後参加者が「まちづくり」に寄与できると思われる事業
- 6 児童生徒が海外でのホームステイを体験、または色々な育成事業に参加する事業
- 7 各々の活動の視野を広げるため、その分野における先進地の視察や交流をする事業
- 8 今後の地域振興に大きく貢献すると思われる団体を新たに立ち上げる事業

「補助される金額は？」

- ① 青少年を主に対象とした事業
↓ 補助対象経費の4分の3以内
1事業100万円を限度
- ② 町民を主に対象とした事業
↓ 補助対象経費の3分の2以内
1事業100万円を限度
- ③ 未来の人づくり事業
↓ 補助対象経費の10分の10以内
1事業3万円を限度

※講習会等の開催地が

道外であれば5万円が限度
国外であれば15万円が限度

「補助対象経費ってなに？」

会場使用料、講師謝礼金、交通費、宿泊費、印刷費、研修会への参加経費、テキスト代など事業に必要な経費です。

過去にどんな事業が対象になったの？

オロロンコンサート事業 ※ 上記事業①に該当

プロの演奏家による、町内吹奏楽部の学生を対象としたレッスンの開催により、文化振興を通じて青少年の健全育成を図ることを目的とした事業へ補助。

日本サッカー協会認定C級コーチ養成講習会参加事業 ※ 上記事業②に該当

地域でのスポーツ活動定着化と活性化を図るため、日本サッカー協会認定C級コーチ養成講習会に参加する事業への補助。

アメリカへ短期留学事業 ※ 上記事業③に該当

英語とその文化に直接接触し、広い視野と国際感覚を養うことを目的に、アメリカのロサンゼルス郊外への短期留学事業へ補助。2名の青少年が参加。

申請の手続って複雑？

羽幌町の補助金を受けることになるので、各種書類の提出や実績報告等はお願ひしますが、町民の皆様には有意義に活用いただけるよう説明しますので、ぜひ検討していただきたいと思います。